

当座勘定規定

1（当座勘定への受入れ）

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当信漁連（組合）は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2（証券類の受入れ）

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3（本人振込み）

- (1) 当信漁連（組合）の他の本・支所（店）または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当信漁連（組合）で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4（第三者振込み）

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当信漁連（組合）の他の本・支所（店）または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

5（受入証券類の不渡り）

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7（手形、小切手の支払等）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当信漁連（組合）所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当信漁連（組合）所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当信漁連（組合）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8（手形、小切手用紙）

- (1) 当信漁連（組合）を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当信漁連（組合）が交付した用紙を使用してください。

- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当信漁連（組合）はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当信漁連（組合）宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当信漁連（組合）の所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当信漁連（組合）が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9（支払の範囲）

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当信漁連（組合）はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当信漁連（組合）が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

10（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当信漁連（組合）の任意とします。

11（過振り）

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当信漁連（組合）の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当信漁連（組合）からの請求があり次第、直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年15%（年365日の日割計算）とし、当信漁連（組合）所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当信漁連（組合）が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当信漁連（組合）は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12（手数料等の引落し）

- (1) 当信漁連（組合）が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当信漁連（組合）所定の手続をしてください。

13（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当信漁連（組合）は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14（印鑑等の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当信漁連（組合）所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

15（届出事項の変更）

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代

表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当
店に届出てください。

- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当信漁連（組合）からの通知または送
付する書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみな
します。

16（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の
氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、
家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏
名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされて
いるときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届
出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当店は責任を負いません。

17（印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当信漁連（組
合）に画像として送信されているものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、
相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、
偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当信漁連（組合）は責
任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当信漁連（組合）に画像として送信さ
れているものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしまし
たうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前
項と同様とします。
- (3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第
1項と同様とします。

18（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるか
ぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは
手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことがで
きるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。

19（線引小切手の取扱い）

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払う
ことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当信漁連（組
合）はその責任を負いません。また、当信漁連（組合）が第三者にその損害を賠償した場合には、
振出人に求償できるものとします。

20（自己取引手形等の取扱い）

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、
その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。

21（利 息）

当座貯金には利息をつけません。

22（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当信漁連（組合）所定の方法により報告し
ます。

23（譲渡、質入れの禁止）

この貯金は、譲渡または質入れすることはできません。

24（取引の制限等）

- (1) 当信漁連（組合）は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当信漁連（組合）がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当信漁連（組合）が認める場合、当信漁連（組合）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

25（解 約）

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当信漁連（組合）に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当信漁連（組合）はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当信漁連（組合）が取引を継続することが不適切である場合には、当信漁連（組合）はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。また、この解約により当信漁連（組合）に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められている関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 本人が、自らまた第三者を利用して以下のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信漁連（組合）の信用を毀損し、または当信漁連（組合）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
 - ④ この貯金が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると合理的にみとめられる場合
- (3) 当信漁連（組合）が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当信漁連（組合）が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

26（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当信漁連（組合）はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

27（手形交換所規則による取扱い）

- (1) この取引については、前記各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。
 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

28（保険事故発生時における本人からの相殺）

- (1) この貯金は、当信漁連（組合）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、本人の当信漁連（組合）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当信漁連（組合）に対する債務で本人が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当信漁連（組合）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当信漁連（組合）に対する債務である場合には本人の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当信漁連（組合）の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当信漁連（組合）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当信漁連（組合）に到達した日までとして、利率、料率は当信漁連（組合）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当信漁連（組合）の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当信漁連（組合）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

29（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当信漁連（組合）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当信漁連（組合）からの利子の支払に係るものを除きます。）。
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当信漁連（組合）が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
- (3) 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。
 - ① 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - ② 貯金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 貯金者等からの申し出にもとづく貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 貯金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングからの残高の確認を除きます。）

(6) 貯金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと

- ① 口座振替契約にかかる引落口座への指定
- ② 姓名や住所等の届出事項の変更
- ③ 取扱店舗の変更
- ④ 相続などによる口座名義人の変更

(7) 貯金者等からこの貯金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと

30（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 第29条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当信漁連（組合）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

31（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当信漁連（組合）に委任します。

- ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当信漁連（組合）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当信漁連（組合）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

32（規定の変更等）

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当信漁連（組合）は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【小切手用法】

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。
特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重ならないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当信漁連（組合）所定の用紙により直ちに届け出てください。
8. 小切手用紙は、当信漁連（組合）所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

【約束手形用法】

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。
特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重ならないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当信漁連（組合）所

定の用紙により直ちに届け出てください。

8. 手形用紙は、当信漁連（組合）所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。
特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名に重なることがないようにしてください。
7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。
当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当信漁連（組合）所定の用紙により直ちに届け出てください。
10. 手形用紙は、当信漁連（組合）所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
11. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7		8		9		10		
漢 数 字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什

	100			1,000			10,000	
漢数字	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

(2025. 10. 01)